

# 奈良県無形民俗文化財等映像デジタル化事業委託業務仕様書

## 1 業務名

奈良県無形民俗文化財等映像デジタル化事業委託業務

## 2 目的

無形民俗文化財等の保存・承継及び普及・啓発に不可欠である、これまでに撮影記録した映像のデジタル化を行い、「なら歴史芸術文化村」の映像アーカイブコーナー等において活用する。また文化財保護の観点から記録として適切に保存するとともに、一般にも広く公開する。

## 3 事業概要及び成果品

① 下記の15件について、編集マザーテープ及び素材テープをデジタルデータ化するとともに編集マザーテープにより配布用DVDを作成すること。

- |   |            |
|---|------------|
| 1. 題目立（国指定重要無形民俗文化財・H17 度作成）              | 28 分       |
| 2. 春日若宮おん祭の神事芸能（国指定重要無形民俗文化財・S53 度作成）     | 60 分       |
| 3. 十津川の大踊【小原・武蔵・西川】（国指定重要無形民俗文化財・S54 度作成） | 22・16・34 分 |
| 4. 陀々堂の鬼はしり（国指定重要無形民俗文化財・H19 度作成）         | 28 分       |
| 5. 奈良豆比古神社の翁舞（国指定重要無形民俗文化財・S53 度作成）       | 46 分       |
| 6. 奈良豆比古神社の翁舞（国指定重要無形民俗文化財・H17 度作成）       | 24 分       |
| 7. 茅原のトンド（県指定無形民俗文化財・S60 度作成）             | 45 分       |
| 8. 邑地の神事芸能（県指定無形民俗文化財・H03 度作成）            | 49 分       |
| 9. 狭川の神事芸能（県指定無形民俗文化財・H06 度作成）            | 39 分       |
| 10. 東山の神事芸能（県指定無形民俗文化財・H20 度作成）           | 29 分       |
| 11. 金峯山寺の蓮華会（県指定無形民俗文化財・H19 度作成）          | 28 分       |
| 12. 談山神社嘉吉祭の神饌（県指定無形民俗文化財・H18 度作成）        | 29 分       |
| 13. 瀧蔵神社の正月頭屋（H20 度作成）                    | 29 分       |
| 14. 大汝参りー多武峰山麓の宮座の祭礼ー（H21 度作成）            | 28 分       |
| 15. 吉野町小名の宮座・花笠行事（H21 度作成）                | 14 分       |

② 下記の5件について、配布用DVDを作成すること。

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 1. 吐山の太鼓踊り（県指定無形民俗文化財・S62 度作成）    | 45 分 |
| 2. 陀々堂の鬼はしり（国指定重要無形民俗文化財・S58 度作成） | 40 分 |
| 3. 篠原おどり（県指定無形民俗文化財・S53 度作成）      | 56 分 |
| 4. 惣谷狂言（県指定無形民俗文化財・S53 度作成）       | 60 分 |
| 5. 阪本踊り（県指定無形民俗文化財・H1 度作成）        | 51 分 |

③ 下記の2件について、整理の上、収録リストを作成し、デジタルデータ化すること。また2.については演目ごとにファイルを分割すること。

1. 大和のオンダ
2. 民俗芸能大会（S55～H11）

④ デジタル化する①③の編集マザーテープ及び素材テープの対象メディアとその本数は下記の通りである（計276本）。

- |   |       |
|---|-------|
| <input type="checkbox"/> U-Matic (20 分) | …59 本 |
| <input type="checkbox"/> U-Matic (30 分) | …7 本  |
| <input type="checkbox"/> U-Matic (60 分) | …22 本 |
| <input type="checkbox"/> BetaCam (20 分) | …13 本 |
| <input type="checkbox"/> BetaCam (30 分) | …17 本 |

- BetaCam (60分) …2本
  - DVCam (34分) …4本
  - DVCam (40分) …14本
  - DVCam (64分) …43本
  - DVCam (90分) …1本
  - DVCam (94分) …5本
  - DVCam (120分) …8本
  - DVCam (124分) …5本
  - miniDV (60分) …2本
  - Beta L500 (60分・β II収録 最大120分) …71本
  - VHS (120分) …2本
  - 16mm (600feet 約16分) …1本
- ⑤ ①③については、全てのデータフォーマットは将来性及び汎用性を考慮しアップコンバート (HD 画質化) したうえで (A) 及び (B) の2形式によるデータを作成すること。
- (A) H. 264/. mp4形式 インターレース (ハイビジョンテレビモニターでの視聴用)  
1920×1080px 59. 94i - 20Mbps AAC オーディオ2ch 48kHz / 320kbps
  - (B) H. 264/. mp4形式 プログレッシブ (PC・ネットなどでの視聴用)  
1280×720px 60p - 8Mbps AAC オーディオ2ch 48kHz / 192kbps
- ⑥ ①②については、下記形式による DVD を作成すること。ただし、②は編集マザーテープの既存のデジタルデータから DVD を作成 (5件) すること。
- 720×480px 59. 94i (画角は素材によって「4 : 3」or「16 : 9 スクイーズ」)
- ⑦ ①②の DVD (20件) は、各4枚を複製し、盤面印刷をし、トールケースにて納品すること。また各ジャケットデザインは発注者と打ち合わせの上、作成すること。
- ⑧ ジャケットデザイン及び盤面印刷の編集データは事業完了後、期限内に発注者に納品すること。
- ⑨ ①②については、発注者と打ち合わせの上、各約3~6分程度のダイジェスト版 (簡易なテロップ入り) を作成し、インターネット (例えば YouTube 等) にアップロード可能な形式に変換したデータを⑩のハードディスクに収録して納品すること。
- ⑩ デジタル化においては、次世代に残す貴重なデータのため、高品質化 (ハイビジョン化) の処理を行うこと。
- ⑪ デジタル変換後の全ての映像ファイルは簡単な整理 (素材テープ本体及びケース記載のデータに基づく日付・時間・場面名) をし、ハードディスク (3. 5インチ SATA-HDD) 各正副2台 (各簡易保護ケース付) に収録し、USB3. 0 接続 3. 5インチ SATA-HDD ケース (複数以上搭載可) にて納品すること。また、元テープとの対応を示し、エクセルの一覧表にして簡単に整理すること。

#### 4 納品期限及び納品場所

- ① 納品期限 令和2年3月24日
- ② 納品場所 奈良県地域振興部文化財保存課

#### 5 その他留意事項

- ① 契約後は速やかに県と詳細な工程計画の打合せを行うものとする。
- ② 受託者及び業務従事者等 (本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者) は、本業務上で知り得た情報を委託者の許可なく本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩、開示、貸与または譲渡してはならない。これらのことは、本業務終了または解除後も同様とする。
- ③ 委託料は、仕様書に示す業務について全ての履行を確認した後、請求に基づき支払うものとし、前払い及び部分払いは行わないこととする。
- ④ 本業務の実施の際に生じた知的財産権は、原則として委託者である奈良県に帰属する。

- ⑤ 下記「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- ⑥ この仕様書に定めない事項、疑義が生じた事項については、必要に応じて、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。

#### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。